答 申 第 236 号 令和6年11月1日

神 戸 市 長久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会 会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

令和6年8月2日付神行総第 631 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「職員証認証複合機で印刷した文書」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1)審査請求人(以下「請求人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、令和6年4月1日受付で以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

神戸市職員○○○○(以下「職員A」という。)(~○.○.○中央区保健福祉部保健福祉課担当係長)が、職員証認証複合機で印刷した下記の文書。「ドキュメント名」「更新日時」「総ページ数」の順で記します。なお当該文書が後(のち)に更新を重ねた可能性もありますので、そのような場合は、最終形の文書も開示願います。

- 1.「内容証明付書留文書.pdf」「2023/3/23 11:56」「2」(以下、「請求文書1」 という。)
 - 3.「2022-02-01619-1678957148_3254.pdf」「2023/3/16 18:16」「1」(以下、「請求文書 3」という。)
 - 4.「Microsoft Word-65 歳以上就 B 申請者への聞き取り (002).docx」「2023/3/13 11:56」「2」(以下、「請求文書4」という。)
 - 5. 「Microsoft Word-令和3年中保健第2678号で却下した事例と今回の事例との違い.docx」「2023/3/13 11:56」「1」(以下、「請求文書5」という。)
- (2) 市長(以下「処分庁」という。)は、令和6年4月15日付けで、本件請求に対して文書を保有していないことによる非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3)請求人は、令和6年5月2日受付で、本件処分のうち、請求文書4及び請求文書 5を非公開とした部分を取消し、公開するとの裁決を求めて審査請求をした。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年5月2日受付の審査請求書、令和6年5月16日受付の「補正について」、令和6年7月2日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 令和5年10月20日付け神保保第595-2号で公開を受けた文書中に「就労継続支援B型申請者への聞き取り(令和5年2月21日)」というものがある。請求文書4の電子データとしてのファイル名は、請求人が令和6年3月11日付け神企デ第2970号で公開を受けた文書より引用している。両者は文言上若干異なるが、令和

6年3月11日付け神企デ第2970号で公開を受けた文書中でページ数3という点で一致しており、同時刻(2023/3/13 11:56)に印刷されたファイル(「福祉情報端末ハードコピー(002).pdf)」「セルフプラン(002).pdf」「申請書(002).pdf」「Microsoft Word-令和3年中保健第2678号で却下した事例と今回の事例との違い.docx」)を勘案すればある給付決定に向けた決裁用文書である蓋然性が高い。請求文書4が後(のち)に更新を重ねたとしても最終形の文書はまさに冒頭の文書に一致すると思料する。

- (2)請求文書5は、令和5年10月20日付け神保保第595-2号で公開を受けた文書中には含まれていなかったが、決裁時点では決裁文書に含まれていなかったのに、その後ある時点(令和5年4月19日)で何故か決裁文書に付加されていたという情報がある。
- (3) 処分庁の「請求文書4の文書を検索したが、データ(ドキュメント名)が不存在である」旨の弁明について、神戸市中央区保健福祉部保健福祉課(以下「中央区保健福祉課」という。)の共有ファイルには存在しないという意味かと思料するが、職員Aが使用していた事務処理用パソコンの中に残っているのではないか。きちんと調べるべきである。そしてその内容を確認して、更新がなされた最終形の文書を特定して公開すべきである。さらに職員Aは中央区保健福祉課で使用していたデータを○○区に持って行っている可能性もある。そこからも同様の流れでもって公開に至ることができるはずである。労力を惜しまず、市民の知る権利を最大限尊重し、市民の信託に応えるべきである。
- (4)請求文書4に係る、処分庁の「処分庁が審査請求人に対して令和5年10月に公開した公文書とファイル名称が近似している文書は存在する」旨の弁明について、「近似している文書は存在する」のであれば、それを公開すべきである。「補正に応じなかったから」という風に、審査請求人に落ち度があるという弁解も卑劣である。補正に応じなかったのではなく、十分な情報と判断のための時間的猶予も与えられないままの補正要求だったためできなかったのである。
- (5)本件請求に係る公文書公開請求書の補正について、電話で急な問い合わせを受けて非常に困惑した記憶がある。こちらの勤務時間中で、電話が鳴ったため慌てて倉庫に入り、他者が入ってこないかびくびくしながら応対したことを記憶している。矢継ぎ早に、このままでよいのかという仄めかしを受けたが、そういう状況で即答できるはずもなく、書いてあるとおりで補正はしないと答えたかしれない。補正したとしてどんな不利益があるとかの教示もなく、こちらとしてもそれを検討する十分な時間もなかった。行政手続として、文書によらず、電話での相手方とのやりとりを行政上の決定の根拠にするというのは、そもそもおかしいのではないか。
- (6)「(002) は必須でしょうか」と問われたかどうかも記憶がない。もしかすると末尾に(002) が付いた文書と、付いていない文書は全く別物だと言うのだろうか。 審査請求人はそういう意図は有していなかった。審査請求人は、(002) が付いてい

ようが、(003) が付いていようが、「65歳以上就 B 申請者への聞き取り」というタイトルである以上、同じ文書または更新された同一と考えられる文書だと理解していたし現在でもそうである。社会一般人でもそう考えるのではないか。些細な差でもって異なる文書だと認定されると、公開文書の範囲を徒に狭めることになり、結果として市民の知る権利を害することになる。些末な文書タイトルの文言の差に拘泥することなく、公開請求する市民の意図を十分に汲むべきだ。

- (7)請求文書4に係る、処分庁の「同時刻に印刷された文書については特定できず、 請求のあった文書との関連性も不明である」という弁明も怠慢さを開き直っている としか受け取れない。職員Aを呼び出して説明させれば済むことである。
- (8)請求文書5の文書に係る、請求人の上記(2)の主張について、「認知しない。」とは、どういうことか。職員Aが使っていた、または使っている事務処理用パソコンを調べ上げ、職員Aにどういう文書か説明させたのか。やっていなければ悪意ある怠慢である。文書の検索を十分に行っていないことになる。市民の知る権利を虐げる横暴な振る舞いである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年6月13日受付の弁明書、令和6年9月30日の審査会に おける事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 令和6年4月8日に、請求人に対し、電話で請求文書4の(002) は必須であるのか、必須でない場合その旨補正が必要と伝えた。さらに、いずれの請求文書についても、どのような文書をお求めなのか特定するための条件があれば補正していただきたい旨伝えた。

請求人からは、「本件公開請求の請求書どおりであり補正はしない。 $1 \sim 5$ を基に最終形のデータか文書を請求している。」との回答であった。

- (2)特段の補正もなされないままの本件請求の内容に沿って、公文書(データを含む) を検索した。請求文書1、3、4、5の文書については、印刷された実績はあるが、 組織的に共有されておらず、公文書として保存されていないため、非公開決定を行った。
- (3)請求文書4の文書を検索したが、データ(ドキュメント名)が不存在である。なお、処分庁が請求人に対して令和5年10月に公開した公文書とファイル名称が近似している文書は存在するが、請求人が補正に応じなかったことから、本件請求において公開を求めた公文書との同一性は担保できず、特定には至っていない。また、同時刻に印刷された文書については特定できず、本件請求において公開を求めた公文書との関連性も不明である。
- (4)請求人の上記3(2)の主張について、認知しない。
- (5)請求人は、職員 A にターゲットを絞った調査を要求しているが、職員が自己の 執務の便宜のために保有する覚書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案

のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ等のデータは、組織で共有された公文書とはいえず、対象外と考える。職員 A が使用していた業務用パソコンについては、後任者がデータとともに引き継いでおり、このたび組織共有されている保存文書を丁寧に検索したものである。また、請求人の悪意が最も端的に表れている、「呼び出して」「調べ上げて」といった主張は、不当要求の疑いも強く、よって、我々の対応は適切であると考えており、請求人の主張を否認する。

以上のことから、請求人の主張は、処分庁の判断には何ら影響しないものと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件請求について

本件請求は、請求人が令和6年3月4日付けで別途行った公文書公開請求により公開された公文書(職員 A が令和5年3月5日から令和5年4月19日の間、事務処理用パソコンから職員証認証複合機で印刷した書類に関して、印刷日時・印刷した文書のタイトル(文書名)・印刷した文書のファイルの種類(doc や xls 等)・印刷した文書のページ数が分かるもの。)に記載されていた複数の「ドキュメント名」「更新日時」「総ページ数」から選択した「請求文書1」「請求文書3」「請求文書4」「請求文書5」の公開を求めるものであり、処分庁はこれらの文書がいずれも組織的に共有されていないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

(2) 本件の争点について

本件の争点は、請求人が、文書が存在するとして公開を求めている「請求文書4」 及び「請求文書5」の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

公文書公開請求書を見分したところ、その請求内容には、「職員 A が、職員証認 証複合機で印刷した下記の文書」として、「ドキュメント名」「更新日時」「総ペー ジ数」が示されている。

処分庁に確認したところ、公文書公開請求書に公開を請求する公文書の内容として記載されていた「ドキュメント名」から、職場内の共有フォルダや職員が使用するパソコン内を丁寧に検索したが、「ドキュメント名」が一致する文書データは見当たらなかったとのことであった。

また、請求文書4については、「ドキュメント名」が近似している文書が存在したため、令和6年4月8日に請求人に架電し、「ドキュメント名」末尾にある(002)が必須であるのか、必須でない場合はその旨補正が必要であることを伝えたところ、請求人からは補正はしないとの回答があったので、該当文書はないと判断したとのことであった。

さらに、その他いずれの文書についても、上記の架電の際に、文書を特定するための条件があれば請求内容の補正をするように求めたが、請求人からは補正はしないとの回答であったため、請求文書5についても請求内容に該当する文書はないと判断したとのことであった。

請求人は、反論書の中で、「十分な情報と判断のための時間的猶予を与えられないままの補正要求だったため」補正ができなかったと主張しているが、処分庁からの連絡により、請求人は、処分庁から文書特定のために協力を求められていることを知り得たのであるから、切電後、改めて補正が必要かどうかについて検討し、必要であれば処分庁に連絡して請求の趣旨を伝え、補正を行うことは十分に可能であったと考えられる。

また、請求人は、請求文書4のドキュメント名に (002) がついていようが (003) がついていようが、「65歳以上就 B申請者への聞き取り」の部分が同じであれば同一文書として公開すべきと主張するが、処分庁は、ドキュメント名が近似した文書を特定すべきか否かを判断するために、請求人に対して確認を求めたものであり、それに対して、請求人の協力を得ることができなかったため、本件決定に至ったものと認められる。

加えて、請求人は、請求文書5について、中央区保健福祉課の決裁文書に付加されていたという情報があるとし、職員 A が使用していた、または使用中の業務用パソコンを調べるよう主張しているが、処分庁は、職員 A が在籍中に使用し後任者がデータとともに引き継いだ業務用パソコン内についても、データ検索をおこなっており、文書の検索方法が不十分とは認められない。また、職員 A が中央区保健福祉課在籍時に作成した文書を、仮に異動後の職場で使用しているパソコン内に保存していたとしても、当該文書は「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえず、条例第2条第1号に定める公文書には該当しないため、請求人の主張は失当である。

したがって、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経過
令和6年5月2日	_	*請求人から審査請求書を受理
令和6年5月16日	_	*請求人から補正書を受理
令和6年6月13日	_	*処分庁から弁明書を受理
令和6年7月2日	_	*請求人から反論書を受理
令和6年7月22日	_	*処分庁から上申書を受理
令和6年8月2日	_	*諮問書を受理
令和6年9月30日	第 370 回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和6年10月22日	第 371 回審査会	*審議